

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福祉課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
現役区分	平成20年 4月 1日
保険料	平成20年 4月 1日
保険料の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011036 公印(朱)

■ 減額認定書（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色⇒黄緑色）

現在、ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、福祉課後期高齢者医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方
	※公的年金控除は80万円を適用
	※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	・老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
現役区分	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
保険料	〇〇年 8月 1日
保険料の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011036 公印(朱)

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方の同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
現役区分	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険料	〇〇年 8月 1日
保険料の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	59011036 公印(朱)

新しい減額認定証及び限度証は黄緑色です

お問い合わせ先

福祉課後期高齢者医療担当

【住所】〒049-1392

松前郡福島町字福島820番地

【電話】47-4682

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

【電話】011-290-5601